

平成26年第20回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年10月22日(水)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 委員 外松和子
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕
- (9) 平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情

2 協議

- (1) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

平成25年度決算特別委員会等における質問項目について
臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金支給の実施状況について
認可保育所等の整備について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

4 視察

- (1) 石神井中学校における授業
- (2) 豊玉南小学童クラブ
- (3) トミーズひろば(児童放課後等居場所(ひろば)づくり事業)

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時56分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部施設給食課長	三ッ橋 由 郎
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之

委員長

ただいまから平成26年第20回教育委員会定例会を開催する。

本日は、石神井中学校の多目的室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、ありがとう。

また、本日は、案件の最後に視察と、午後1時35分から、体育館にて生徒の皆さんと意見交換会を予定している。日程の進行については、各委員のご協力をお願いする。

本日は、傍聴の方がお一人おいでになっていらっしゃる。よろしく願います。

教育振興部長

本日、他の公務により施設給食課長は欠席させていただいているので、よろしく願います。

こども家庭部長

同じく、保育課長についても、他の公務により欠席させていただいているので、ご報告申し上げます。

委員長

それでは、案件に入る。本日の案件は、陳情9件、協議1件、教育長報告4件、視察3件である。

(9) 平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情。この陳情については、追加の署名が提出された。事務局より願います。

事務局

平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情について、10月21日、427名の追加の署名を受けたので報告させていただく。
合計で428名となる。
以上である。

委員長

よろしく願います。
この陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

このほか、継続審議中の陳情8件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと伺っている。したがって、これらの陳情案件についても本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、本日、資料が提出されているので、説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま、資料に基づき、平成26年度実施した事務事業評価の結果と、その結果を踏まえて実施する教育委員会事務局の事務事業の総合的な点検・評価について説明があった。この形でやるのは今年で2回目になるかと思う。

それでは各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

教育長

なぜ去年の事務事業評価は100事業で、今年は25事業なのか。詳しく説明を。

教育総務課長

毎年、区では区の事務事業について行政評価を行っている。区全体の事務事業は600近くある。毎年それを全部やるのはなかなか大変なところがあり、基本的に全部の事務事業を評価するのは2年に一度という形でこれまで行ってきた。

昨年度については、長期計画が平成27年で最終評価になるので、それを精査することもあり、昨年度については全ての事業を行うという形で取り組んできた。

今年度については、2年に一度の部分でもないし、今後また新たな評価制度もできるということもあり、今年度については全事業のうち、絞った形で行うということで、区全体としては全589事業中103事業を行うことになった。その103事業の中で、教育委員会については25事業が対象になったということである。

委員長

今年度、25事業になって、大変評価はしやすいように感じながら読ませていただいたが、今のような事情ということである。

教育長

来年、また100事業行うのか。

教育総務課長

この行政評価制度については、現在、区長も替わったということで、今後見直しをするという取り組みをしている。具体的な内容はまだはっきりしていないが、今後はやり方を今までとは違う形にはすると聞いているところである。

委員長

ということであるが、ほかにご意見やご質問があったらお願いします。

教育長

評価表について、先ほど事業ごと、あるいは施策ごと、あるいは全体と事務局のほうで言われたのだが、この紙にそういうのを全部書くということなのか。

教育総務課長

昨年もそれぞれの委員から一つ一つの事業についてご意見を書いていただいたり、あるいは全体についてのご意見を書いていただいたり、この1枚の中にまとめていただいていたので、その辺は各委員の視点に沿って、事業だけの評価でも構わないし、全体での評価でも構わないし、そちらはそれぞれしていただければと。

委員長

用紙が足らなければ補足して構わないというご説明が確かあったかと思う。

教育総務課長

はい、構わない。

委員長

よろしくお願ひしたいと思う。
よろしいか。

教育総務課長

この総括表に書いてある事業の中身についてもし聞きたいことなどあれば、またそれぞれ担当部署にお問ひ合わせいただければと思う。

委員長

読んできてはいただいていると思うが、疑問点等については個別にお聞ひいただきたいということである。用紙については足していただいて結構であると。それから、11月10日が期限になっているので、その辺もあわせてよろしくお願ひしたいと思う。

特にご質問がなければ、よろしいか。

以上の点を踏まえていただいて、教育委員会事務局の事務事業の総合的な点検・評価を行いたいと思うので、各委員におかれては評価表の作成を11月10日までによりしくお願ひする。

(1) 教育長報告

平成25年度決算特別委員会等における質問項目について
臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金支給の実施状況について
認可保育所等の整備について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

それでは次に、教育長報告である。

教育長

本日は4件、ご報告させていただく。

委員長

それでは、報告の1番についてお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問をお伺いする。

教育長

今年度の教育委員会の点検・評価のテーマが放課後児童の対策だが、議会でもかなり関心があって、その辺の質問が多かったと思う。かいつまんで、どんなやり取りがあったか言ってもらいたい。

子育て支援課長

今回の点検・評価については、学童クラブ、学校応援団のひろば事業も含めて、放課後児童対策ということである。これについて、さまざまご意見、ご質問をいただいたところである。

1つはやはり学童クラブの待機児童問題、これについてはどういうふうに解消していくのかという話が一つあった。また、ひろば事業についてもさまざまな課題があるだろうというお話をいただき、その課題についてご質問にお答えしながら、解決策等をお話ししたところである。課題については、ひろば事業については場所が確保できない学校もある。また、スタッフの確保も非常に困難な学校があって、実施日等については応援団によってばらつきがあるというようなことがあった。そういうものをなるべく質を上げて統一的にできるようにというご質問があって、ご要望としては、全ての児童に対する安全で安心で豊かな放課後を作れるような全児童対策を進めるべきだというお話をさまざまいただいたところである。

私どもとしては、今現在、区で進めている区政運営の新しいビジョンの中に、そういうことについても項目として挙げていきたいと考えており、現在、検討しているというお答えをさせていただいたところである。

また、国のほうでも放課後総合子どもプランを示されているところである。いわゆる区でいう学童クラブ事業と学校応援団ひろば事業の一体的な運営ということが国からも示されているので、そういうものも参考にしながら進めていきたいという答弁をさせていただいたところである。

以上である。

委員長

ご説明があったが、今のことに関連して何かご意見やご質問はあるか。

それでは質問させていただく。4ページの学校応援団に関することの36番と38番のひろば事業地域ボランティアの活用についてと、学校応援団指導スタッフの確保については、どういう内容であったのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思う。

子育て支援課長

今、ご説明申し上げた学校応援団の、特にひろば事業の課題の中に、スタッフの確保が困難な学校があるということが指摘されているし、現場からもそういう声が上がっているところである。それについて今後どうしていくのかというお話があり、なるべく地域の皆さんのご協力を得るとともに、ボランティア等の活用について検討してはどうかというお話があった。

私どもとしては、地域の皆さん、基本的には学校応援団については半ボランティア、従事している時間については一定時給を支払わせていただくけれども、準備のときや、それから事務局の打ち合わせ等については、基本的にはその時間はお金を支払わないということもあって、なかなかスタッフの確保が困難な部分があるので、強く声はかけるが限界があるというお話をさせていただいた。

ご提案の中には、そういう部分については民間事業者に委託してはどうかというお話もあったので、そういうことも踏まえて、今後のあり方を検討してまいりたいとお答えをさせていただいたところである。

以上である。

委員長

スタッフの確保が一番難しい問題だと思う。

長島委員

学校によって随分違う。

外松委員

関連して、今の課長のお話の中で、スタッフの確保というところから、35番の委託料のことや、40番の民間事業者と協力した運営のあり方、その辺が関連してお答えしたということになるのか。

子育て支援課長

やはり基本的には学校応援団のスタッフの方はボランティアベースというところがあるので、それを無理に全校統一した水準にさせていただくのはなかなか困難な部分もあると思っていて、そうであれば民間事業者を活用して、ある程度きちんとスタッフを集めてもらった上で、お金を支払って事業をやっていってはどうかというご意見をいただいた。私どもとしては、そこについては区政運営の新しいビジョンを検討しているので、その中で検討していくというお話をさせていただいたところである。

委員長

ほかにご意見あるか。ご質問でも結構かと思う。

外松委員

3ページに戻るが、31番の区立保育所での教育的要素の取り入れについて、という

のは、どんなことだったのか。

こども家庭部長

31番であるが、保育園は11時間が標準で幼稚園は4時間と、時間の違いは7時間ほどあるが、保育指針、それから幼稚園教育要領の中身を比べても、最近は決して幼稚園と保育園が別々のものを行っているとは思いがたいということが根底になっている。そういう中において、例えばニーズ調査でも幼稚園の教育をしてもらいたいという保護者のニーズがあるように聞いているが、保育園の中にその教育を盛り込むようなことは実態としてあるのかどうかとか、そういう質問だと捉えている。

子どもとしては、保育時間の長短はあるにしても、保育指針と幼稚園教育要領については中身は遜色ないというか、極めて類似しているという中で教育的な要素は取り入れられている。ただ、今回のニーズ調査の中には、預かり保育のある幼稚園に行きたいという保護者のニーズも一定数あるので、子どもとしては新しいビジョンの中で、そのような多様なニーズに応えられるような整備を幼稚園協会等とも協議をして進めていきたいというお答えをしているところである。

委員長

よろしいか。

それでは、その他の項目のところでも結構なので、ご意見やご質問があったらお願いします。

外松委員

1ページの教材に関する事で、ニュース等で道徳はいろいろと話題になっているが、特に活用、持ち帰り指導等、この辺、14、15、16、細かくなってよいが、わかることがあれば教えていただきたいと思う。

教育指導課長

道徳の副読本が今年度、文部科学省から各小中学校の児童生徒全員に配布された。『私たちの道徳』という副読本である。こちらについては、文部科学省では、道徳をはじめ教育活動の中で活用すること、また、家庭に持ち帰り、学校でどのような道徳をやっているのか、保護者の感想等を書く欄等を設けていること、そうしたことから、この副読本の活用について、練馬区の実態についてご質問があった。

小中学校の状況をこちらでも調査したが、小中学校については、活用については調査の段階ではほぼ全校で活用しており、一部の学校で秋以降、9月以降活用予定ということで、今年度において全ての学校で活用するということがわかった。

持ち帰りについても同様で、調査を行った7月の段階ではほぼ全校で持ち帰り指導は行っていたが、一部の学校でまだやっていなかった。それについては、9月以降、道徳授業地区公開講座を開催する学校については、そのときに保護者に周知し、道徳の授業を見ていただいて、持ち帰りをしていただいて、その後、保護者に『私たちの道徳』の家庭からの感想欄等に記入していただくという取り組みを考えているということがあり、

練馬区においては全ての学校で持ち帰り、また、活用を行っているという報告をさせていただきます。

以上である。

委員長

ほかにご質問はないか。ご意見でも結構である。

外松委員

17番と18番であるが、給食に関する事で、学校栄養士の配置人数、それから残菜の状況を教えていただけたらありがたいと思う。

教育総務課長

学校栄養士については法律で栄養士の配置基準が決まっています、それにのっとって配置しているということで、現在、練馬区では2校に1人という配置になっている。これは国の法律に従って東京都でそういった配置でやっている。

栄養士については、献立をつくるだけなので、人数としては同じ献立にすれば1人でよいのではないかというところはあったが、現在はアレルギー対応であるとか、そういった部分での必要性も出ているので、練馬区では2校に1人という形で正規は来ており、またその補完ということで非常勤の栄養士を各学校に配置して補填しているというお話をさせていただきます。

給食の残菜の状況については、やはり食べ残す量が多いのはもったいない部分があるので、その辺の対応はどういう形でやっているのかというご質問であるので、残菜については、区としてはほとんど出ない形でやっているというお答えをさせていただきますところである。

外松委員

残菜が出ないところは本当に素晴らしいと思う。いろいろな意味で、子供の実態をわかって運営しているのだと思うが、出てしまった残菜をどのように扱って、最後の処理もどうなのかという、今でなくてよいのだが、本当に効果的な残菜の最後の処理の仕方、また、もとに還元するなどいろいろあると思うので、その辺もまた機会があったら教えていただけたらと思う。

教育総務課長

施設給食課長にはその旨伝えて、個別に答えさせていただきたい。

委員長

ほかにご意見、ご質問あるか。

外松委員

同じ1ページの一番下の25番であるが、この特別支援学級に関する事の中学卒業

後の情報提供というのは、質問なされた方が、どういう角度のことをお聞きになったのか。

学務課長

25番の質問の趣旨であるが、小中学校の特別支援学級に通学・通級している方への福祉的なサービスとか、そういった区からの情報提供は学校を通して行われるが、中学を卒業して高等部以上になったときに、特別支援学校とか、それから都立学校へ進学をした際に、子供たちへの福祉サービスの情報がなかなか届いていきにくいというところから、その部分も考慮して、配慮して情報提供してほしいという趣旨であった。

今、障害者計画の改定時期にあり、教育委員会も委員として入っているので、そうした関係部署とも連携をして情報提供に取り組んでいきたいというお答えをさせていただいた。

委員長

よろしいか。

ほかの方、いかがか。

では、引き続き、私からも質問させていただく。2ページの37番と38番の内容について、もう少し具体的に教えていただけたらと。

教育総務課長

教員の勤務状況の調査についてである。これについては毎年のように質問が出ており、先生方がお忙しいということが言われている中で、実際に教員の勤務状況をきちんと把握すべきだろうということで、いわゆるタイムカードみたいなものを導入して、実態をきちんと把握する必要があるだろうというご質問である。

それについては、私どもは学校教職員の安全衛生推進会議をつくり、現場の先生方、校長先生、それと私どもと、教員の勤務状況についての改善を図っていこうということで協議を進めている。その中で、昨年度、それぞれの学校に対してアンケート調査を行い、月80時間以上残業している先生がいるかとか、どれぐらいの程度でいるのかという形で調査をした。それで、大体大枠なところは把握できているので、そういった形で今後もしっかりと状況を把握してやっていくというお答えをさせていただいている。

それから、開かれた教育委員会の継続についてであるが、これは今回の教育委員会制度改革に伴い、教育委員会でも議事録の公開であるとか、そういったものが求められている。練馬の教育委員会ではこういったものは既に、教育委員会の開催について事前に告示をし、どんな内容でやるかについてもあらかじめお示しをし、傍聴もあって、さらに会議録についても公開しているということで、それについては先立って公開してやっているというお答えをさせていただいている。今後とも開かれた教育委員会を継続してほしいというご質問である。

委員長

37番については、先ほど校長室でも本校の教員が大変部活にも熱心で、部活動が終

わってから教材研究をすると、かなり遅い時間まで勤務されているというお話もあったし、夏季休業中でも2日ぐらいしか何もない日はないということで、かなりいろいろな形で勤務する形になっているということを今、お話も伺った。

しっかりと学校の現場の状況を把握していくことは大事だと改めて感じたところで質問させていただいた。

ほかの方、いかがか。

長島委員

2ページである。43番の学力の二極化というのは、どういう。

教育指導課長

こちらについては、全国的にマスコミ報道等では学力の二極化といったところで、上位の子供たちと学力的にまだまだ十分定着していない子供たちの両方が特出しているのではないかというご質問があり、練馬区の状況についてお話をさせていただいた。

練馬区については、小学生、中学生の全国の学力学習状況調査を見ると、そうした二極化、そうした学力の高いお子さん、また、十分定着していないお子さんが特出しているという状況はない。そうしたことを説明させていただいた。

委員長

よろしいか。

ほかにご質問あるか。

外松委員

4ページのその他の49番であるが、要保護児童対策地域協議会について、まず、教えていただきたいくて、要保護児童というのはどういう状態の児童を要保護児童としているのかということと、それに関連したここのお話を伺いたい。

練馬子ども家庭支援センター所長

要保護児童とは、一定の通告であるとか虐待というような観点から、特段、要保護、こちらのほうで保護が必要な児童である。

その数についての問い合わせやこの地域対策協議会の中身についての問い合わせがあった。それについては、代表者会議であるとか実務者会議ということと、あとはネットワーク会議と個別的な会議を含めた中で、要保護児童の対策を地域の中でネットワークを組みながらやっていくというお答えをさせていただいたところである。

こども家庭部長

教育と福祉の分野では、要保護、準要保護というのがいろいろな意味で使われていて、この49番については虐待をされている可能性のあるお子さんで、そのために保護しなければいけない。通常の場合の要保護という就学援助の生保世帯、準要保護というのは生保世帯に準ずると。準要保護、要保護の定義がいろいろあるが、実際に59番にそ

れがあるのは、これはいわゆる生保世帯に準ずる家庭であるけれども、49番については虐待をされているお子さんと、そのようなご理解をいただきたいと思う。

委員長

よろしいか。
同じ言葉なので、私も同じ意味なのかと思っていた。
ほかにご質問はないか。

外松委員

58番の区内ニートの人数についてというのは、どういう意味であるか。

青少年課長

総務省の統計局の定義で、年齢15歳から34歳までということで、区の人口に当てはめると約3,800名、区内にいると試算している。そういう人数をお答えしている。

こども家庭部長

平成20年に若者スタート支援事業を生涯学習部の所管で始めた。そのときに、実際、当時ニートと呼ばれているお子さんというか、成人というか、どのくらいいるか、標本で調査した数値がある。

あれから6年たち、改めてこの質問が来たところである。実態としてどのような数があるかという調査は、標本も含めてそれ以降行ってはいないので、本件については、厚労省の出現率を練馬区内の人口に掛けて、3,800人と算出したところである。

委員長

よろしいか。他に。

外松委員

5ページである。23区でも練馬区は頑張っていると思う。中学校も臨海学校を実施しているわけであるが、ここではどのようなことが課題になったのか。

教育総務課長

平成25年度は臨海学校、3泊4日でできたが、今年度は岩井の安全監視の業者が急遽辞退をして、遠泳がなかなかできないということで、2泊3日にして実施をしたところである。そちらを捉えて、その2泊3日になった理由はどういうことかとか経過を聞いた上で、来年度については練馬の特色である遠泳を復活して、3泊4日のできるようという要望を含めた形でご質問をいただいたところである。

現在も事業者には当たっているところであるけれども、なかなか今、ああいっただものを受けていただくところが厳しい状況があり、来年度の取り組みについては、また精力的に検討していきたいと考えているところである。

以上である。

外松委員

よろしく願います。

委員長

それでは、以上で質問や意見を終わりにしてよろしいか。
では、次の報告の2番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見やご質問があったら願います。

区からせっかく申請書が届いて、申請したのに不支給になったというのは、残念な思
いがされているだろうと思いながら、今お話を伺った。しかし手続上、そうしかできな
かったということで、やむを得ないのかと思う。

よろしいか。

それでは、次の報告の3番について願います。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見やご質問をお伺いする。

外松委員

本当に毎年、待機児童解消のためにご苦労されてきているここ数年間であるかと思う。
今、お話があったが、増やしても増やしても、開けてみるとまた待機児童が増えている
という、ここ何年間であるが、今ご説明いただいたように、非常に充実した感じで、来
年度4月に向けての準備が着々とできているのかと思う。少しでもいい状況になってほ
しいと思う。いろいろありがとう。

委員長

ほかの方はいかがか。

よろしいか。

今、外松委員もおっしゃっておられたが、平成27年4月を目途に、1,300人の増
加をするという大変思い切った数値目標を立ててきたところ、この時期でほぼ見通しが
立っているということは、大変ご苦労があったと思う。お疲れさま。

特に、認可保育所の配置が区内に偏りなく、バランスよく配置されているという印象
を受けた。これも大変苦慮されたと思うが、よいことだと思っている。今後もよろしく

お進めいただきたいと思う。

1つ、3ページの(4)の「未定」というのがあるが、その見通しはどのようになっているのか、今の時点でわかることがあったら教えてほしい。

保育計画調整課長

現在、既に募集を締め切っている。9月26日まで募集をしていたもので、現在、事業者の選定中である。4つの事業者から5カ所の提案をいただいているので、幾つ選定がされるかというのはまだ決まっていないが、一定数のものが確保できるということと、既存の保育室と呼ばれている事業者や、それから新制度の移行とならない認証保育所等の事業者も一部、このスマート保育に移行希望を持っている事業者がいるので、そちらの部分を含めると5カ所程度は新規に整備できるのではないかと見込んでいるところである。

委員長

予定の1,388人というところは見通しとしては達成するというお話だったかと思う。よろしくお願ひしたいと思う。

ほかにご意見、ご質問あるか。特にはないようなので、次の報告に行きたいと思う。その他の報告をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願いする。

ないようであるが、その他の報告はあるか。

ないということである。

それでは、この後は視察である。本日の定例会は視察の終了をもって終了とさせていただきます。